

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年十一月二十七日法律第百十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。